

災害による見舞金など

H30.6.15 福祉課庶務係

	①	②	③	④	⑤
名称	田辺市災害弔慰金	田辺市災害障害見舞金	田辺市災害見舞金	和歌山県災害見舞金	田辺市社会福祉協議会災害見舞金
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 田辺市災害弔慰金の支給等に関する条例 田辺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	災害弔慰金の支給等に関する法律 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 田辺市災害弔慰金の支給等に関する条例 田辺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	田辺市災害見舞金等支給規定	和歌山県災害見舞金支給にかかる内規	田辺市善意銀行払い出し要綱
実施主体	市	市	市	県	田辺市社会福祉協議会
財源	県 4分の3(うち3分の2は国) 市 4分の1	県 4分の3(うち3分の2は国) 市 4分の1	市単独	県単独	善意銀行
適用基準	自然災害(台風12号災害該当) 1市町村で5世帯以上の住居滅失 (半壊は1/2、床上は1/3で換算)	自然災害(台風12号災害該当) 1市町村で5世帯以上の住居滅失 (半壊は1/2、床上は1/3で換算)	自然災害 または 火災	自然災害	自然災害 または 火災
制度の概要	災害による死亡者一人当たりにつき、次の額を遺族に支給 生計維持者 5,000,000 その他 2,500,000	災害による負傷、疾病で障害となった場合に次の額を支給 生計維持者 2,500,000 その他 1,250,000 * 両眼失明、両上肢欠損等	死亡一人 100,000 重傷一人 20,000 全焼、全壊、流出一世帯 50,000 " (自然災害) 100,000 半焼、半壊一世帯 30,000 " (自然災害) 50,000 床上浸水一世帯 20,000	死亡一人 50,000 重傷一人 5,000 全焼、全壊、流出一世帯 10,000 半焼、半壊一世帯 5,000 床上浸水一世帯 5,000	死亡一世帯 30,000 重傷一世帯 10,000 全焼、全壊、流出一世帯 30,000 半焼、半壊一世帯 20,000 床上浸水一世帯 10,000
留意点	当事者の申請は不要 遺族の順位 ア 配偶者 イ 子 ウ 父母	当事者の申請は不要	当事者の申請は不要 ①、②及び被災者生活再建支援法との重複支給無し	市からのり災報告書により支給 ①、②との重複支給無し	市からのり災報告書により支給